

## 【原案】

31 西都都第---号  
令和元年一月--日コーナン商事株式会社  
代表取締役 疋田 直太郎 殿

西東京市長 丸山 浩一

## 土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 5 月 10 日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)	
届 出 日	令和元年 5 月 10 日
事 業 者	大阪府堺市西区鳳東町四丁目 401 番地 1 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎
開発事業の目的	物品販売店舗の建設
開発区域の所在地	西東京市西原町四丁目 2339 番 1 外
開発区域の面積	11,826.57 m <sup>2</sup>
(指導及び助言の内容)	
1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。	
2 計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見及び市長へ提出された意見を考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。	
3 店舗駐車場の出入り口に接続する歩道については、できる限り歩行者及び自転車の安全に配慮するよう対策に努められたい。	
4 店舗利用者の出入庫が起因となる交通渋滞が起きないように、十分な対策を講じられたい。	
5 接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。	
6 周囲には既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。	
7 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないように、また、周辺道路への駐車により、その周囲に迷惑をかけないように十分な対策を講じられたい。	